

UP 長崎 特別編 2 2018

Line up

- 1面 年に一度は財産診断(相続対策)を!!
- 2面 セミナー報告『持分なし医療法人への移行計画認定制度について』
新入社員紹介

年に一度は財産診断(相続対策)を!!

いよいよ本格的な確定申告シーズンが到来しました。確定申告は個人の1年間の所得について税金計算をし、申告をするものです。

事業経営をされている方、不動産賃貸をされている方、不動産や株式の譲渡をされた方、保険の満期があった方など、所得の種類や規模によって色々な確定申告があると思いますが、単純な税金の計算だけで終わらせることなく、ご自分の「財産診断(相続対策)」について考える機会として捉えていただきたいと思います。特に「所得が2,000万円を超える方」のうち、「3億円以上の財産を持つ方」は確定申告書に加えて「財産債務調書」を税務署へ提出しなければなりません。毎年提出している方は、お持ちの財産がこの1年間でどのように変動したのか、確認してみることが大切です。

本格的な超高齢社会を背景として、世の中は空前の相続ブームとなっています。テレビや雑誌でも相続特集をよく目にしますし、どこの書店に行っても「終活」や「遺言書」、「エンディングノート」などの特設コーナーが設けられています。

以前は相続について考える事は、死を連想させるということでタブー視されていましたが、今はそのようなマイナスイメージはなく、人生のエンディングを考える事を通じて“自分”を見つめ、“今からを”より良く自分らしく生きる活動として、前向きに捉えていくのが一般的になってきたと感じています。

近年ハウスメーカーさん、金融機関さん、葬儀屋さんなどに、相続についてのセミナー講師依頼を頂く機会が増えってきましたが、参加されているお客様は、みなさん明るく前向きな方が多いです。

また、平成27年の相続税法大改正も、相続ブームへの契機の1つになっていますが、その影響は予想よりはるか

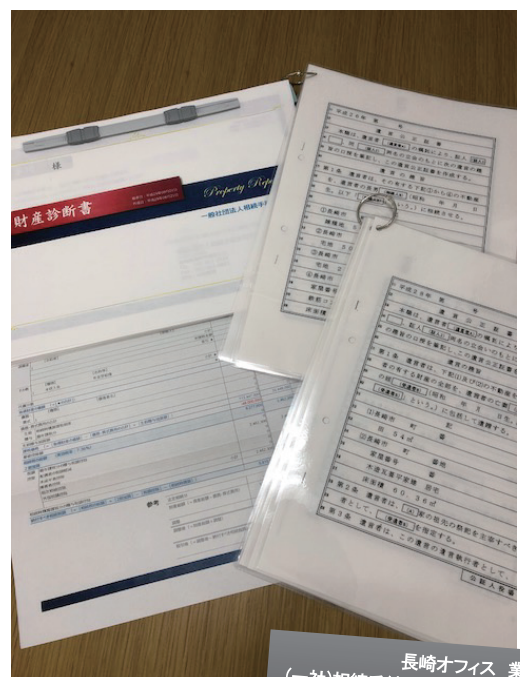
に大きく、弊社長崎オフィスの相続税申告件数も改正前と比較して約3倍にも増加しました。

その申告作業の中で、一致団結してご先祖の財産をしっかり守っていかれるご家族もいらっしゃれば、残念ながら骨肉の争いを繰り返し、一家離散となってしまうご家族もいらっしゃいます。

やはり円満な相続は生前対策が必須なのです。

- ◎相続税は掛かるのだろうか?
- ◎節税できる対策はないのだろうか?
- ◎納税資金で遺族に迷惑を掛けないだろうか?
- ◎争族に発展しないだろうか?

このように、相続について漠然とした不安を抱えている方がいらっしゃれば、ぜひ一度私達にご相談頂ければと思います。



長崎オフィス 業務部主査
(一社)相続手続支援センター センター長
貞松 威穂
(M&Aシニアエキスパート、相続診断士)

セミナー報告

『持分なし医療法人への移行計画の認定制度について』

第7次医療法の改正に伴う「認定医療法人制度」のセミナーを、昨年の12月16日に実施しまして、参加者の方々にご好評を頂きました。この制度のポイントについて解説いたします。

認定制度の趣旨

医療法人の経営者の死亡により相続が発生することがあっても、相続税の支払いのための持分払戻しなどにより医業継続が困難になるようなことがないように、そして引き続き地域医療の担い手として、住民に対し医療を継続して安定的に提供していけるようにすることを趣旨としています。医療法人による任意の選択を前提としつつ、持分なし医療法人への移行について計画的な取組みを行う医療法人を、国が認定する仕組みを導入しました。

*制度期間：平成29年10月1日から平成32年9月30日（3年延長）

計画認定を受けた医療法人への支援

税制措置：持分あり医療法人の持分を相続または遺贈により取得し

課される場合、その法人が認定を受けた医療法人であるときは、これらの相続税、贈与税の納税を猶予（最大3年間）等される。（3年延長）

認定を受けた医療法人の持分を有する個人がその持分の全部又は一部の放棄をしたことによりその認定移行計画に記載された移行期限までに持分の定めのない医療法人への移行をした場合には、放棄により受けた経済的利益については、贈与税を課さない。

融資制度：認定を受けた医療法人における出資者や相続人からの持分の払戻しに対する資金調達として、経営安定化資金を融資する。（福祉医療機構）

今回の改正により、役員数・役員の親族要件・医療計画への記載等の要件などが緩和され、贈与税の非課税対象が大幅に拡大されています。これを機会に持分なし医療法人への移行を検討されてはいかがでしょうか。

なお、本制度の認定要件については、関係省庁か㈱内田会計事務所・経営支援部までお問い合わせください。